

議案第 22 号

北広島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例について

北広島市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年広島町条例第 2 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 5 年 12 月 12 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正により会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったことに伴い、育児休業を取得している会計年度任用職員に対する勤勉手当について、所要の改正を行うものです。

北広島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

北広島市職員の育児休業等に関する条例(平成4年広島町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 略 2 給与条例第14条の5第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 略 2 給与条例第14条の5第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>会計年度任用職員を除く。</u>)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第23号

北広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

北広島市国民健康保険税条例（平成13年北広島市条例第3号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和5年12月12日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、令和6年1月から、出産する被保険者の国民健康保険税について、産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額の減額措置を講じるため、所要の改正を行うものです。

北広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北広島市国民健康保険税条例(平成13年北広島市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「<u>出産被保険者</u>」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、<u>出産の日。以下同じ。</u>)の属する月(以下「<u>出産予定月</u>」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、<u>3月前</u>)から<u>出産予定月の翌々月</u>までの期間(以下「<u>産前産後期間</u>」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第5条に規定する被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の<u>産前産後期間のうち当該年度に属する月数</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第6条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の<u>産前産後期間のうち当該年度に属する月数</u>を乗じて得た額</p> <p>(4) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第6条の3に規定する被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の<u>産前産後期間のうち当該年度に属する月数</u>を乗じて得た額</p> <p>(5) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者に</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<p>つき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第9条に規定する被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(特定対象被保険者等に係る申告) 第25条の2 略</p> <p>(<u>出産被保険者に係る届出</u>) 第25条の3 <u>国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。次号において同じ。)</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を公簿等によって確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>	<p>(特定対象被保険者等に係る申告) 第25条の2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第24条第3項及び第25条の3の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第24号

防災食育センター新築工事の内電気設備工事の請負変更契約について

防災食育センター新築工事の内電気設備工事について、下記のとおり工事請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広島村条例第4号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 防災食育センター新築工事の内電気設備工事 |
| 2 契約の金額 | 変更前の契約金額 434,500,000円
増額する契約金額 4,939,000円
変更後の契約金額 439,439,000円 |
| 3 契約の相手方 | 北盛・北英特定共同企業体
代表者 札幌市中央区北7条西20丁目1番15号
北盛電設株式会社
代表取締役社長 稲津 亘
構成員 北広島市輪厚工業団地1丁目2番地3
北英電工株式会社
代表取締役 内田 忠吉 |

令和5年12月12日提出

北広島市長 上野 正三

提案理由

技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、工事請負契約書第25条第6項の規定に基づき、請負金額を増額するものです。

議案第25号

防災食育センター新築工事の内空調換気設備工事の請負変更契約について

防災食育センター新築工事の内空調換気設備工事について、下記のとおり工事請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広島村条例第4号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 防災食育センター新築工事の内空調換気設備工事 |
| 2 契約の金額 | 変更前の契約金額 412,500,000円
増額する契約金額 15,752,000円
変更後の契約金額 428,252,000円 |
| 3 契約の相手方 | 丸北三建・建装設備特定共同企業体
代表者 札幌市中央区南8条西22丁目4番8号
丸北三建工業株式会社
代表取締役社長 森下敏夫
構成員 札幌市白石区菊水上町1条4丁目1番地21
建装設備北海道株式会社
代表取締役社長 佐々木克明 |

令和5年12月12日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、工事請負契約書第25条第6項の規定に基づき、請負金額を増額するものです。

議案第26号

防災食育センター新築工事の内給排水衛生設備工事の 請負変更契約について

防災食育センター新築工事の内給排水衛生設備工事について、下記のとおり工事請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広島村条例第4号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 防災食育センター新築工事の内給排水衛生設備工事 |
| 2 契約の金額 | 変更前の契約金額 229,350,000円
増額する契約金額 8,085,000円
変更後の契約金額 237,435,000円 |
| 3 契約の相手方 | 恒完・けいしん特定共同企業体
代表者 札幌市中央区北4条西12丁目1番地
恒完工業株式会社
代表取締役 佐々木 養 孝
構成員 北広島市中央3丁目8番地4
三和ビル3F302号
株式会社けいしん水道設備北広島本店
本店長 松 本 大 輔 |

令和5年12月12日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、工事請負契約書第25条第6項の規定に基づき、請負金額を増額するものです。